

三刀屋町・禅定寺の天部形立像と新出の不動明王立像について

—雲南市指定文化財の紹介—

濱 田 恒 志

はじめに

雲南市三刀屋町の禅定寺は、重要文化財の観音菩薩立像や県指定文化財の阿弥陀三尊像といった平安期の重要作例を伝えることで知られている。これらの像に加え、三軀の天部形立像が雲南市指定文化財とされているものの、状態の良い一軀を除き、美術史学の見地から詳細な情報を紹介される機会はいまだ無かったようである。^① 本稿筆者は以前、この三軀を実査する機会に恵まれたが、さらに令和六年（二〇二四）五月になり、今後の仏像の管理等について同寺から相談を受けた雲南市教育委員会の依頼により、改めて現地を再調査する機会を得た。その結果、従来知られていた前述の像に加えて、同寺観音堂に不動明王の古像が安置されていることを新たに確認した。一見して平安後期の中央様式に準じた秀作と分かり、既指定の諸像に並ぶ文化的価値を有するよう思われた。

同寺と協議のうえ、同寺所蔵の仏像については、県指定の阿弥陀三尊像と市指定の天部形立像の計六軀に加えて、この不動明王立像も島根県立古代出雲歴史博物館へ寄託されることとなり、それを期に、同館ミニ企画「禅定寺の仏像」（会期：令和六年九月十八日から十一月十八日まで）にて展示し、不動明王立像はそこで寺外初公開された。そして令和七年（二〇二五）四月二十四日、同像は雲南市指定文化財として新たに指定されるに至ったのである。

本稿では、禅定寺所蔵仏像の調査から寄託、展示に至る以上の経緯に筆者が携わった立場から、同寺所蔵像のうち従来紹介されることの少なかった天部形立像三軀と、新出の不動明王立像の市指定文化財計四軀について、調査等を通して得た基本情報とその他の知見を報告しておきたい。^② なお、重要文化財の観音菩薩立像と県指定文化財の阿弥陀三尊像については、既に別稿で紹介したことがあるのでそれを参照されたい。^③

一、諸像の概要

（一）天部形立像 三軀（図1・2・3）

〔形状〕

（その1）

頭上に球状の単髻を結び、宝冠（円筒形の前半のみ）・天冠台（下から紐一条、無文帯もしくは列弁。後半は省略）を戴く。髪は平彫り。左右こめかみ上方に炎髪をあらわす。眉根を寄せ、瞼目、閉口する。鼻孔を穿つ。大袖衣、鱗袖衣、裙、袴をまとい、着甲（襟甲・下甲・表甲・前楯・籠手・脚絆。胸甲は明瞭にしない）し、甲締具で締め、背皮をつけ、腰帯を締める。腰帯の左右に天衣をからめる。正面を向き、両手屈臂し、腰を左に捻って右足を少し側方に踏み出して立つ。

(その2)

頭上に単髻を結び、宝冠・天冠台を戴く。左右こめかみ上方に炎髪をあらわす。眉根を寄せ、瞼目、開口する。裙、袴をまとい、着甲し、甲締具で締め、背皮をつけ、腰帯で締め、左右に天衣をからめる。沓をはく。左斜前を向き、腰を左に捻り、右足の膝を曲げながら側方に踏み出して立つ。

(その3)

着兜。着甲するか。正面を向き、左手屈臂して立つ。他詳細不明。

〔法量(単位はセンチメートル、以下同じ)〕

(その1)

像高 一〇九・四

髪際高 九五・四

頂―顎 二六・一

面幅 一一・四

面奥 一六・六

腹奥 一八・九

腋下張 二〇・六

足先開(現状) 二三・〇

(その2)

像高 一五三・六

頂―顎 三三・二

耳張 一七・四

面奥 一二・〇

腹奥 二四・四

裙裾張(右膝から左膝で) 四六・四 足先開(現状) 四四・四

(その3)

像高 八九・九

兜張 一三・七

胸奥 一三・三

肘張(現状右手欠失) 二八・八

足先開(現状) 二三・一

〔品質構造〕

(その1)

カヤ^④。一木造り。彩色。

頭体幹部一材製、内割りなし。木芯は像内中央に籠める。両肩先は別材製、丸棒状の雇い柄で接合する。表面は現状の大部分で素地を呈するが、一部に白下地が残る。眉・顎鬚に墨描。目は、黒目は黒に白・黒で縁取り、白目は赤。

(その2)

モクレン属(ホオノキ^⑤か)。一木造り。現状素地。

頭体幹部一材製、内割りなし。木芯は像内中央に籠める。両肩先は別材製。

(その3)

針葉樹か。一木造り。現状素地。

現状の全容を一材で彫成。内割りなし。木芯は像内左寄りに籠める。左右側面及び背面のそれぞれ下方に用材の節がある。

〔保存状態〕

(その1)

両手先、両足先欠または亡失。全体に朽損、虫害がある。

(その2)

両肩先の一部は残存するが、体幹部に接合するための雇い柄亡失。全体に干割れ、朽損などの損傷が著しい。

(その3)

右肩先、両足先欠失。全体に損傷著しい。像正面には全体に焼損の跡がある。

〔伝来〕

- 一、もとは同寺蔵王堂に伝来。⁽⁶⁾近時まで同寺収蔵庫に安置。
- 二、平成七年(一九九五)十二月十九日、三刀屋町指定文化財に指定。現在は合併により雲南市指定文化財。
- 三、令和六年七月十八日、古代出雲歴史博物館寄託。

(二) 不動明王立像 一軀 (図4)

〔形状〕

頭頂に莎髻を結う。莎髻は頭頂から周囲へ七弁状に髪を輪をあらわす。頭髪は正面および両側面の髪際のみを巻髪とし、他は波打つ髪束を垂らす。いづれも疎ら彫り。左耳前を通って左肩に弁髪を垂らす。頭髪の正面中央に花形飾りを配し、同側背面に天冠台様の紐二条をあらわす。額に三条の水波相。眉根を寄せ、左目は眇め、右目は瞶らせる。口をへの字に閉じ、左上牙を下出、右下牙を上出する。耳朶環状貫通。三道相。

条帛、裙、腰布、腰帯をまとう。条帛は左肩から右脇腹へ斜めに懸ける。裙

は正面で右前に打ち合わせ、上縁は側背面で折り返し、背面では跳ね上げる。腰布は正面で右前に打ち合わせる。腰帯でこれらを締め、正面で両輪結びとする。

正面を向き、左手は肘を軽く曲げながら垂下し左腰脇で全指を曲げて縋索を執り、右手は肘を側方に張って曲げ右脇腹前で全指を曲げて剣を執る。腰を右に捻り、右足を軸として左足をやや前に出して立つ。

〔法量〕

像高	九七・二		
髪際高	九一・三		
頂一顎	一七・五	面長	一一・五
面幅	一〇・七	耳張	一三・九
面奥(現状鼻先欠失)	一四・八	胸奥(右)	一四・六
腹奥	一七・九	肘張	四一・三
腋下張	一九・三	裙裾張	二五・三
足先開(外)	一七・〇	足先開(内)	八・五

〔品質構造〕

針葉樹(ヒノキか)。割矧ぎ造り。彩色。

頭体幹部一材製。木芯後方に外す。背面首下から両足後ろを通る線で前後に割り矧ぎ、内削りする。両手は肩・肘・手首で矧ぎ、左肩および両手首にマチ材を矧ぐ。両足先、両足柄、左足首の外側、裙裾背面、同左側面、各別材矧ぎ。背面上方に方形の埋木。

〔保存状態〕

鼻先欠失。右耳朶（別材製、後補か）亡失。左肩上の弁髪の一部、別材製亡失。両肩から先、両足先、両足柄、右足首の外側、裙裾背面、同左側面、背面上方の埋木、表面彩色の全て、以上後補。左肩後方のマチ材一部亡失。

付属品については次の通り。持物の宝剣（木製）および絹索（銅の芯のみ残存）、台座（木造彩色。岩座及び框。高一七・三（天板で）、張六四・三（框）、奥三四・四（框）。方形台座の周囲の框上に流木を並べて岩座を表現する）、光背（木造彩色。火焰光。高二二六・五、最大幅五四・五）、以上後補。

〔銘記〕

光背裏に次の墨書銘がある（異体字は適宜常用漢字に改めた）。

元禄拾五^壬年

佛師松江住後藤次左衛門尉

〔梵字〕 奉莊嚴不動明王尊像并火焰

五月吉日

當住 光明院 豪祐

敬白

〔伝来〕

一、近年まで、同寺観音堂の須弥壇上、本尊観音菩薩立像（重要文化財）がかつて安置されていた厨子の右脇（本尊にとって）に安置されていた。

二、光背裏墨書銘は、元禄十五年（一七〇二）五月、本像ならびに光背を莊嚴（本像の修理と光背の補作か）したことを示している。松江住の仏師後藤次左衛門尉、ならびに願主とみられる豪祐については未詳。ただし、明和八年

（二七七二）から安永二年（一七七三）にかけての禪定寺の住職は豪瑞という人物だったことが確認できる。^⑦ また禪定寺は近世には鰐淵寺の末寺であり、近世文書によれば鰐淵寺の住僧として名前に豪を冠する人物が複数確認できる。このことから豪祐は禪定寺の関係者であった可能性が高く、また光背補作の頃には本像が禪定寺に安置されていた可能性が高い。

三、近世・近代の地誌類によれば、禪定寺の本堂や護摩堂に不動明王像が存在したことは確認できるものの^⑧、それらが本像に相当するかは確証がない。

四、令和六年七月十八日、古代出雲歴史博物館寄託。

五、令和七年四月二十四日、雲南市指定文化財に指定。

二、作風と制作年代の検討

（一）天部形立像

まず三軀の尊格について述べておく。禪定寺の収蔵庫に安置される前は同寺蔵王堂に安置されていたことから、ある時期からは蔵王権現像とみなされていたようである。（その②）像の右足を高く上げる姿勢は、蔵王権現像と近似するといえなくもない。しかしながら、（その①）・（その②）の両像は着甲していることが明らかで、損傷著しい（その③）像も甲をまとい、兜を被っている可能性が高い。ゆえに一般的な蔵王権現像の服制とは大きな隔たりがあり、三像が元から蔵王権現像であったとは思われない。また三軀とも内刳りのない一木造りという古様の構造であり、量感のある体つきと変化をつけた姿勢をとることから、制作年代は平安時代のあいだがまずは想定されるが、作風はそれぞれに異なり、一具の作ではない。以上からこれら三像は、複数造られた四天王ないし二天王立像が一軀ずつ残ったか、独尊の毘沙門天立像が複数回に分け

て造られたものと考えるのが穏当であろう。

次に作風から制作年代の詳細について検討したいが、(その3)像については全体にわたって損傷が著しいため詳細な検討は難しい。以下、残る二像について個別に検討していきたい。

まず(その1)像について。本像を実見した際にひととき目を引くのが、各部表現の彫りの深さである。眉や目の輪郭の稜線は鋭く彫られ、左右の炎髪のの量感も豊かで、胸・腹・腰の各部には張りがあり、体奥も厚く表現される。以上の諸特徴は、本像が平安時代半ばを降らない頃の作であることを想定させる。頭部はやや大きめで胴部は太く、総じてずんぐりとした体軀をしており、こうした体軀のバランスは京都・仁和寺二天王立像(仁和四年「八八八」頃)、同・清涼寺四天王立像(寛平八年「八九六」頃)、同・観音寺四天王立像(昌泰二年「八九九」頃)などの九世紀末の中央作例に通ずるだろう。⁽⁹⁾ 観音寺像をほか二例と比べた場合、観音寺像には体軀の張りや姿勢の硬さが認められるが、本像はそうした傾向が更に進んだものと位置づけられよう。以上より、制作年代は十世紀前半と考えられる。

先行研究において、本像と出雲市・萬福寺(大寺薬師)四天王立像(図5-7)との類似が指摘されていることについて、改めて検討したい。本像を初めて詳細に紹介した野克之氏は、動勢を抑えた姿勢、短い裳裾、甲や甲締具の形式、袴の形などの細部表現が両像との間で近似していることを指摘した。⁽¹⁰⁾ 改めて両像を比較してみると、①球状の髻を結び、半円筒形の宝冠を戴くこと、②上脛が幅広く表現されること、③耳は全体に小振りである一方、耳輪は厚く幅広く表現されること、④顎を引き、腰を反らせ、腹部を突き出す姿勢をとること、⑤大袖の垂れる部分が小振りであること、⑥正面中央で甲締めの紐が

交差する箇所、円形の花形飾りをあしらうこと、⑦甲締具によって締められた腹部が大きく張りをみせること、⑧腰帯は太く、きつく捻られていること、⑨前盾の下端が左右に大きく開くこと、⑩股下において、左右から打ち合わせられる表甲の下端が尖りをみせ、それがX字状に交差するように重ねられること、⑪股下から垂れる裙の衣文が、きついU字を平行に重ねた形であること、などの多くの点で、本像と萬福寺四天王立像のいずれか(あるいはいずれも)との共通点を見出すことができる。従前の指摘のとおり、両像の作風は同一系統にあるといつてよいだろう。ただし、萬福寺像のように拝者を圧倒するような迫力は本像にはみられず、本像の表情や動きはおとなしい。ここに萬福寺像との作行きの違いがあるのは確かで、本像の作者は萬福寺像と同一というわけではなく、その周辺にあった者のように思われる。

次に(その2)像について検討したい。(その1)像と比べて全体に長身であり、腰を左に大きく捻り右足を外に曲げて高く踏み出す動勢や、長い裾裾が後方へ大きく流れる服制などが(その1)像とは大きく異なる。先述のとおり用材の樹種も両像の間で異なり、以上の点から両像が同時・同工の作とは思われない。(その1)像よりも(その2)像の方が細身で量感の減退が認められることから、これを後者の方が時代の降る根拠とみて、後者は十一世紀の作と考えておきたい。先述の通り(その1)像には萬福寺像と近い表現がいくつか認められたが、一方(その2)像は、上半身が細く下半身が太い体軀、足を大きく踏み出す躍動感、顕著に長い裾裾、などの点で安来市・清水寺根本堂の四天王立像(県指定文化財)と多くの共通点を見出すことができる。

禅定寺の両像の表現が当地の重要作例に通ずる事実、十・十一世紀の出雲において、様式を共有する造像が寺院や郡域をまたぎ、一定程度の広さをもつ領域のなかで展開していたことを示している。同様のことは禅定寺の観音菩薩

立像と阿弥陀三尊像を含めた出雲の如来像・菩薩像についても指摘したことがあるが、このたび紹介した禪定寺の二像もまた、様式を共有する在地造像の広がり⁽¹⁾が当地にあったことを裏付ける存在だといえよう。

(二) 不動明王立像

本像は先述のとおり後補の箇所が多いものの、頭体幹部は造像当初のようすを概ね保ち、総じて都の作風に準ずる洗練された高い出来映えをみせている。

原則として、本像の姿は九世紀末に安然が説き、十世紀末の玄朝によつてその造形が確立された十九観に基づく。十九観様の不動明王像は平安後期以降に多数作られるが、本像とは異なり頭髪をすべて巻髪とする例が多い。一方、本像の場合は前掲のように髪際のみを巻髪とし、他は波打つ髪束を垂らしており、こうした折衷風の髪型の作例は十一世紀を中心にみられることが指摘されている⁽²⁾。

ただし本像の場合、全体的に平安後期の穏やかな作風をみせるだけではなく、的確な立体感をみせる衣文や、誇張がなく自然な量感のある体つきなど、各部の表現に現実性の萌芽がみえ、平安後期の中でも鎌倉時代にやや近い頃の作である可能性を想起させる。本像と同様に洗練された衣文とおとなしい体つきを示し、また十九観様に基づきつつ髪際のみを巻髪とする不動明王立像の類例として、兵庫・光久寺像がある。同像には、真偽は定かではないながら承安元年(一一七二)に下賜されたという寺伝があり、それは同像の制作年代としても妥当だという指摘がある⁽³⁾。本像の制作年代も、同様に十二世紀と考えるべき⁽⁴⁾。きたい。

出雲地方の古代・中世仏教は、島根半島と中国山地のそれぞれに密教系の山

岳寺院が多数営まれた点に大きな特色があり、なかでも雲南市の北部は、平安期の尊像の秀作が集中する県内でも有数の地域である。不動明王はそうした密教寺院で厚く信仰された尊格であるはずだが、現在のところ、出雲地方に伝わる平安期の古像はそれほど多く知られておらず、密教寺院が隆盛した地域としては、やや異例の状況といえる。そのような中で本像は、江戸時代以前の来歴こそ不明であるものの、当地に伝わる不動明王像の秀作として貴重であり、本市域で栄えたであろう密教文化の具体相を知るうえで新たに欠かせない存在となるであろう。

おわりに

このたび紹介した、禪定寺の天部形立像と不動明王立像の二件の作例は、いずれも当地における平安中・後期の重要作例でありつつ、興味深い対照性も示している。萬福寺像や清水寺像との類似が認められる天部形立像は、古代以来の当地の在地造像の系譜に位置づけるべき作例であり、これに対し、やや降つた十二世紀に制作されたとみられる不動明王立像は、中央作例に準ずる作風を顕著にし、それ以前の在地造像に通ずるような特徴はみられない。

こうした差異が生ずる要因は、まずは制作年代の違いに求めるべきであろう。不動明王立像が造像当初から当地にあったか否かは検討の余地を残すものの、出雲で制作されたことがほぼ確実な十二世紀の主要尊像、例えば安来市・清水寺の丈六阿弥陀如来坐像や出雲市・鰐淵寺の銅造不動明王像などを思い起こしてみても、やはり十二世紀に至り、それ以前の像との表現上の断絶が認められるのである。それはすなわち、中央様式の直接的な受容と彫技の水準の大

幅な向上であり、そして旧来の地域様式の喪失である。ここに、地方造像史における古代と中世の転換を見ることも可能であろう。⁽¹⁵⁾このたび本稿紹介の不動明王立像が新たに見出された意義は、当地において貴重な密教尊の古像が確認されたことにとどまらず、このような地方造像史の重要問題を照射している点にも認められるであろう。

【注】

- (1) 天部形立像のうち一軀を紹介した文献として次のものがある。
・野克之「禪定寺の木造天部形立像について」(『博物館ニュース』No.52、島根県立博物館、一九八八年)。
・高根の文化財―仏像彫刻篇(島根県立博物館、一九九〇年) 二二七―二二八頁の当該像作品解説(執筆は野克之氏)。
- (2) 天部形立像の実査は二〇二二年十一月十二日に禪定寺にて、不動明王立像の実査は二〇二四年八月十日・二十三日に古代出雲歴史博物館にて濱田恒志が行った。本稿記載の各像の基礎データはこの実査に基づく。
- (3) 島根県立古代出雲歴史博物館編『島根の仏像―平安時代のほけ・祈り―』図録(同館、二〇一七年) 一五七―一六〇頁の当該像作品解説(濱田恒志執筆)。また、濱田恒志「出雲市・高野寺観音菩薩立像と日蔵寺十一面観音菩薩立像について―近年再発見の出雲市内所在平安彫刻二例―」(『古代文化研究』第三十二号、二〇二四年)でも当該像の制作年代や作風の広がりについて触れている。先行研究では、前掲注1『島根の文化財―仏像彫刻篇』が当該像の基本情報に詳しい。
- (4) 濱田恒志・田鶴寿弥子「島根県内に所在する木彫仏像・神像の樹種調査」(『古代文化研究』第三十一号、二〇二三年) 九十七頁。
- (5) 前掲注4に同じ。
- (6) 前掲注1の野氏論文、四頁など参照。
- (7) 『出雲國飯石郡寺院明細帳』(近代。島根県立図書館所蔵の複写本を確認)の禪定寺項。明和八年に蔵王堂を、安永二年に弥山堂を再建したとして豪瑞の名が出る。
- (8) 該当の記載は次の通り。「溪光山禪定寺 本堂不動明王 十二天」(『出雲嶽』(十八世紀半ば。『松江市史 史料編五 近世I』所載)、「(前略) 中昔大内家尼子毛利等当国領掌之刻天文年ノ頃度々戦争兵火ニ諸堂坊宇伽藍等焼失ス雖モ然ルト根本聖観音之尊像始

三尊之弥陀鎮守之尊像三尊来迎之弥陀不動尊像等焼残りテ行基及ヒ性空彫刻之尊像今ニ存在ス(中略) 境内仏堂八宇 護摩堂 本尊大聖不動明王 由緒康保之頃中興先徳性空上人堂宇建立勧請之由本尊不動尊則上人栢ノ木ヲ以テ自カラ彫刻安置ス(後略)」(前掲注7『出雲國飯石郡寺院明細帳』原文ママ)

- (9) 九世紀末の京都の四天王像の特徴については、伊東史朗「仁和寺阿弥陀三尊像の諸問題と同寺二天像」・「東寺食堂四天王像について―図像と技法から見た聖王、会理時代―」(ともに同氏『平安時代彫刻史の研究』名古屋大学出版会、二〇〇〇年所収(初出は一九八九年・一九九八年)、伊東史朗『日本の美術 第四七九号 十世紀の彫刻』(五文堂、二〇〇六年) 三十一―三十二頁など参照)。
- (10) 前掲注1の野氏論文および解説。
- (11) 前掲注3拙稿「出雲市・高野寺観音菩薩立像と日蔵寺十一面観音菩薩立像について」。
- (12) 山岸公基「平安時代の不動明王彫像の展開について」(『鹿島美術財団年報』第八号(平成二年度版)、一九九一年) 一九一頁。
- (13) 兵庫県立歴史博物館編『特別展 ふるさとのみほとけ―播磨の仏像―』図録(同館、一九九一年) 一―四頁の当該像作品解説(執筆は神戸佳文氏)。
- (14) 代表的な例としては、出雲市・鰐淵寺像(銅造。重要美術品、十二世紀)、安来市・清水寺像(十二世紀)、松江市・千手院像(十一―十二世紀) などがある。鰐淵寺像については前掲注1『島根の文化財―仏像彫刻篇』や前掲注3図録などを参照。清水寺像と千手院像については椋木賢治「島根県仏像調査報告(令和三年度)」(『島根県立美術館研究紀要』第三号、二〇二二年) に詳しい。
- (15) この問題は次の拙稿で論じた。濱田恒志「出雲の仏像・神像にとつての「中世」」(『中世日本宗教史 第二巻』春秋社、近刊)。

【図版の出典】

図1～4は本稿筆者撮影。図5～7は島根県古代文化センター所蔵写真。

【付記】

本像の寄託および本稿の掲載にあたっては、赤井賢照住職をはじめとする禪定寺の皆様から寛大なる御厚情を賜り、雲南市教育委員会文化財課の各位からは多くの御協力を賜った。萬福寺住職・松井秀宣様からは写真掲載につき御厚情を賜った。末筆ながらここに記して感謝申し上げます。



图 1-2 同・右斜側面



图 1-1 天部形立像 (その 1)
雲南市三刀屋町・禅定寺



图 1-4 同・右側面



图 1-3 同・左側面



图 1-6 同・頭部正面



图 1-5 同・背面



图 2-2 同・右斜侧面



图 2-1 天部形立像（その2）
雲南市三刀屋町・禅定寺



図 2-4 同・背面



図 2-3 同・左側面



図 3-1 天部形立像（その 3）
雲南市三刀屋町・禅定寺



図 2-5 同・両腕残欠



图 3-3 同·背面



图 3-2 同·左侧面



图 4-2 同·右斜侧面



图 4-1 不動明王立像
雲南市三刀屋町·禪定寺



图 4-4 同·背面



图 4-3 同·左侧面



图 4-6 同·像底



图 4-5 同·头部正面



图 4-7 同·头顶



图 4-10 同・下半拡大



图 4-9 同・光背裏墨書銘
(画像処理済)



图 4-8 同・光背



图 5-2 同・右側面



图 5-1 四天王立像のうち持国天
出雲市・萬福寺



図 6-2 同・頭部左側面
出雲市・萬福寺



図 6-1 四天王立像のうち広目天
出雲市・萬福寺



図 7 四天王立像のうち多聞天
出雲市・萬福寺